

入札保証金及び契約保証金の納付及び免除について

入札保証金及び契約保証金は、「北九州市契約規則（以下「規則」という。）」に定められており、納付の必要があります。

以下にその内容を示します。

1 入札保証金

(1) 料率

本件は市有財産の買受け、工事の請負及び市有財産の借受け以外なので、料率は入札価格（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税を加えた額）の100分の5以上になります。

(2) 納付の種類

ア 現金等

イ 入札保証金に代わる担保

入札保証金の代わりに次に掲げるものを担保とすることができます。

(ア) 国債、地方債

(イ) 政府の保証のある債券

(ウ) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手

(エ) 前3号に掲げるもののほか、市長が確実と認める担保

(3) 入札保証金の免除

入札保証金の免除を申請する場合は、申請書と以下いずれかを証明する書類の写しを提出してください。

ア 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
(北九州市契約規則第5条第7項第1号)

イ 入札参加者が過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき、又はその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。(北九州市契約規則第5条第7項第2号)

(4) その他

ア 入札保証金の免除を申請する場合は、入札日の前開庁日の正午までに入札保証金の免除を申請する旨を御連絡ください。

イ 入札保証金の納付は、入札までに済ませ、入札時に領収書をお持ちください。

ウ 入札保証金は、入札完了後又は入札の中止、延期若しくは取消しをしたときは返還します。

エ 入札保証金には利子を付しません。

オ 入札保証金は、契約保証金に充当することができます。

2 契約保証金

(1) 料率

料率は契約価格の 100 分の 5 以上 になります。

(2) 納付方法

入札保証金と同じ。

(3) 契約保証金の免除

ア 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(北九州市契約規則第 25 条第 7 項第 1 号)

イ 契約者が過去の実績から判断して、契約を履行しないこととなるおそれがないと

認められるとき。(北九州市契約規則第 25 条第 7 項第 3 号)

【過去の実績とは、以下の条件をすべて満たすものをいいます。】

① 一件あたりの契約金額が、締結しようとする契約の契約金額の 5 割以上の契約実績である。

② 締結しようとする契約と同じ種類の契約実績である。

③ 国（公社、公団を含む）、地方公共団体及び北九州市が出資する公社、事業団等の発注に係るものである。（下請は含みません。）

④ 上記の契約が過去 2 年間に 2 回以上あること。

(4) その他

ア 契約変更等により契約金額が増減した場合、相応する契約保証金を追加納付又は還付します。

イ 契約解除の場合は、還付します。

ウ 契約保証金には利子を付しません。